

明石市立明石商業高等学校魅力づくり検討会議設置要綱

(設置)

第1条 明石市立明石商業高等学校の魅力ある学校づくりをさらに進めるために、短期的中長期的な取組について検討するために、明石市立明石商業高等学校魅力づくり検討会議（以下「検討会議」という）を設置する。

(事業)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 明石市立明石商業高等学校の特色ある教育活動や学科に関する事
- (2) 明石市立明石商業高等学校の通学区域に関する事

(組織)

第3条 検討会議は、委員 15 名以内で組織する。

2 検討会議の委員は、次の各号に掲げる者の内から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 明石商工会代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他教育長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成 30 年 3 月末日とする。

(委員長等の職務)

第5条 検討会議に会長及び副会長を 1 名ずつ置き、委員の互選により選任する。

2 会長は会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 会議は原則公開とするが、検討会議の決するところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、明石市教育委員会事務局において行う。

2 事務局は明石市教育委員会事務局次長（指導担当）、同学校教育課長、同指導主事、明石商業高等学校教頭、同事務局長で構成する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 12 日から施行する。

2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日をもって効力を失う。

3 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にもかかわらず、教育長が招集する。